

令和 7 年（ケ）第 1 2 号
（物件 2 ～ 3）

注 意

本件では、売却対象物件に農地が含まれています。

したがって、入札期間、開札期日、売却
決定期日及び特別売却実施期間が他の事件
と異なります。

函館地方裁判所民事部競売係

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 19 日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤 川 隆

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 4 月 7 日から 令和 8 年 4 月 14 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 4 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 6 月 11 日 午前 9 時 20 分 場 所 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 4 月 21 日から 令和 8 年 4 月 22 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 19 日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
2,3☆	1,110,000 888,000	一括	222,000	16,632	0
2	170,000				
3	940,000				

物 件 目 録

☆2 所 在 北斗市清川
地 番 698番1
地 目 畑
地 積 4039平方メートル

3 所 在 北斗市清川
地 番 702番
地 目 宅地
地 積 1020.17平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7年 9月22日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤 川 隆

1 不動産の表示

【物件番号2, 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号2】

本件土地の一部につき、売却対象外の未登記附属建物1（木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建倉庫、床面積約114.62平方メートル）のための法定地上権の成否は不明であるが、これが成立するものとして売却基準価額が定められている。

【物件番号3】

本件土地につき、売却対象外の未登記建物1（木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建居宅、床面積1階約95.86平方メートル、2階約33.05平方メートル）及び売却対象外の未登記附属建物2（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建倉庫、床面積約99.08平方メートル）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2, 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2, 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号3】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号65番及び家屋番号65番の2）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。



- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 2 | 所 | 在 | 北斗市清川 |
| | 地 | 番 | 698番1 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 4039平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 北斗市清川 |
| | 地 | 番 | 702番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1020.17平方メートル |



838

令和7年(ケ)第12号
令和7年7月 1日受理
令和7年8月19日提出

現況調査報告書

(物件2、3)

函館地方裁判所

執行官 鶴 見 淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 2 | 所 | 在 | 北斗市清川 |
| | 地 | 番 | 698番1 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 4039平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 北斗市清川 |
| | 地 | 番 | 702番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1020.17平方メートル |

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	北斗市清川702番地 付近				
土地	物件2、3				
現況地目	☒ 宅地（物件3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☒ 農地（物件2） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が物件2を畑として所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
その他の事項	「その他の事項」のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日				
建物 （目的外建物）	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用<单独>)

目的外建物の概況（物件３関係）	
所 在	北斗市清川７０２番地
家 屋 番 号	■ない（未登記） □
種 類	■居宅 □店舗 □共同住宅 □工場 □倉庫 □
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積（概略）	１階 約９５．８６平方メートル ２階 約３３．０５平方メートル
所 有 者	■土地所有者 □その他の者（ ） □不明
建 築 時 期	■昭和４３年ころ □不明
建 築 者	□現所有者 □その他の者（ ） ■不明
そ の 他 の 事 項	１ 本件目的外建物には、次の附属建物が存在する。 (1) 附属建物１ 種 類：倉庫 構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：１１４．６２平方メートル (2) 附属建物２ 種 類：倉庫 構 造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：９９．０８平方メートル ２ 本件目的外建物は未登記であるため、上記は北斗市固定資産課税資料を参照した上、現地での概測によるものである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■土地について

- 1 本件土地は、物件2、3が畑及び目的外建物の敷地として一体利用されている。
- 2 本件土地は、南側道路及びその他の隣地と概ね等高に接した、ほぼ平坦地である。本件土地の北側に第三者が所有する農道が存在するが、物件2は、物件3を介して南側道路から出入りできる。なお、南側道路北側部分には暗渠化した水路が走っており、物件3に取水口が設置されている。
- 3 本件土地上に、土地所有者所有の木造仮設物置（床面積約8.40平方メートル）、仮設ビニールハウス（床面積約60.00平方メートル）、仮設トイレ、自用柱2本、複数の灯油タンクのほか、ビニールハウス群が3か所設置されている。
- 4 本件土地の境界標は、確認することができなかった。本件土地の正確な位置及び形状等は、専門家による調査を要する。

■登記記録上の目的外建物について

- 1 本件土地には、次の目的外建物が登記されているが、現地にて確認することはできなかった。
 - (1) 所 在：北斗市清川702番地
家屋番号：65番
種 類：居宅
構 造：木造茅葺平家建
床 面 積：142.14平方メートル
附属建物（物置及び車庫）あり
 - (2) 所 在：北斗市清川702番地
家屋番号：65番の2
種 類：物置
構 造：木造茅葺平家建
床 面 積：69.42平方メートル

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 7月 7日 (月) 10:35-10:42	物件所在地	占有調査 (不在)、写真撮影
7年 7月 11日 (金) 17:02-17:08	執行官室	占有調査 (土地所有者から電話聴取)
7年 8月 4日 (月) 9:40-10:40	物件所在地	立入調査、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

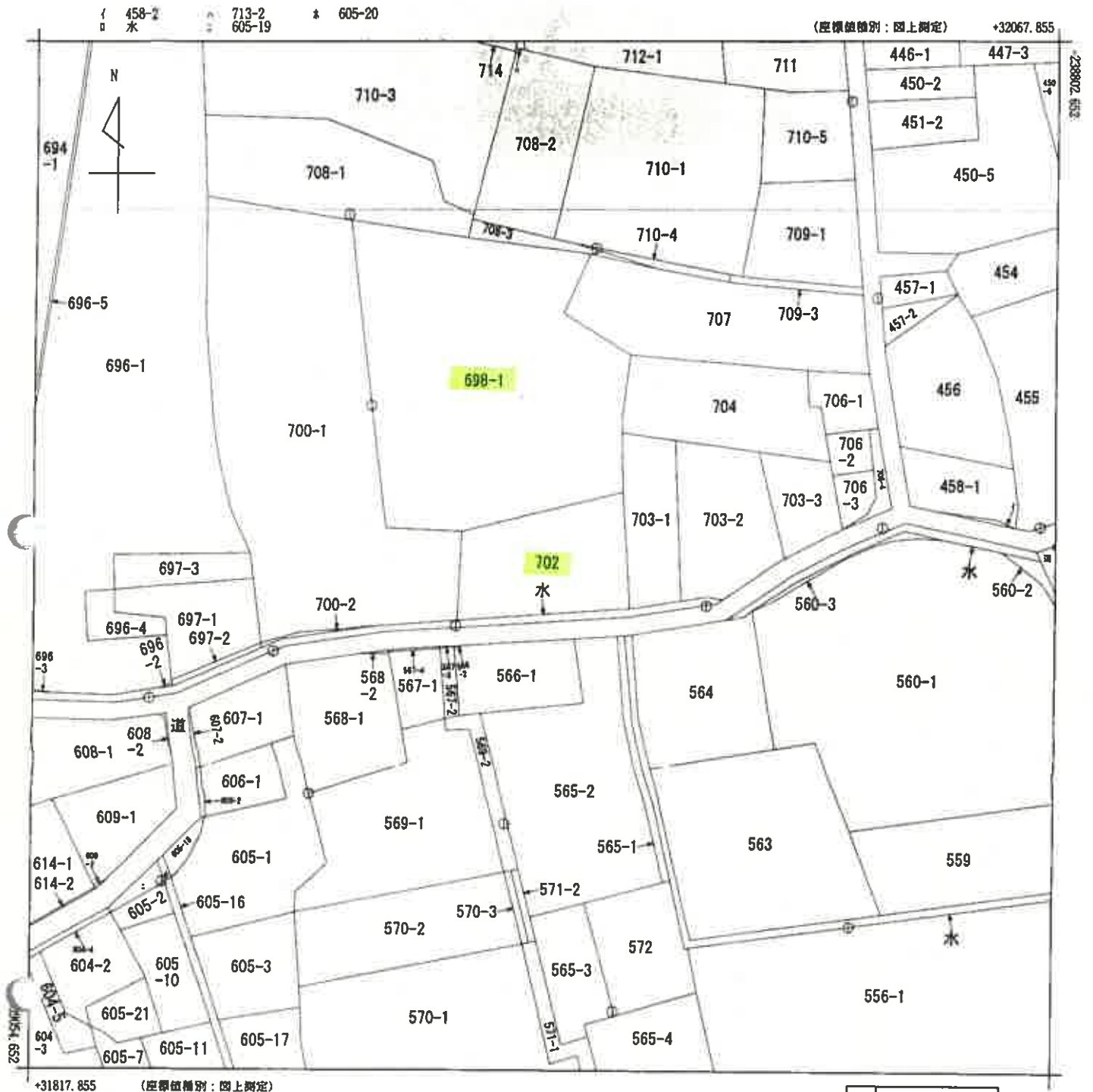
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出し
清川

請求部	所 在	北斗市清川				地 番	702番			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X I	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和50年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月14日
函館地方事務局

地図整理番号: M16630

登記官

(1/1)

(6 枚目)

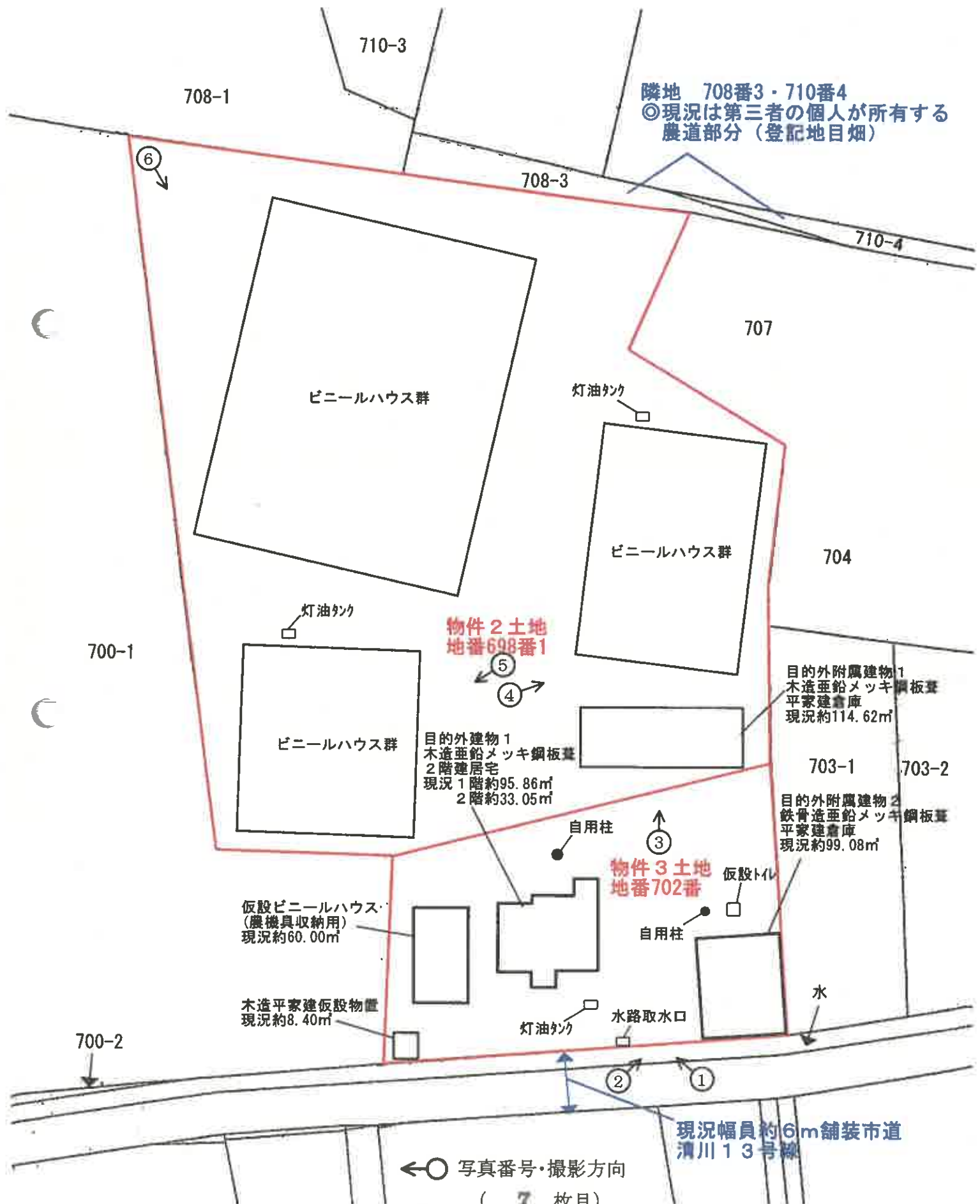
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

土地建物位置関係図

縮尺約 1 : 500

令和7年(ケ)第12号

【物件2及び物件3】





写真①



写真②



写真③

写真④



写真⑤



写真⑥



令和 7 年 (ケ) 第 12 号 その2
【物件2・物件3】
令和 7 年 8 月 4 日 現 地 調 査
令和 7 年 8 月 13 日 評 価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
石 川 明 印

第1 評価額

一括価格	
金1,860,000円	
内訳価格	
物件2（土地）	金290,000円
物件3（土地）	金1,570,000円

- 1 一括価格は、物件2、3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の土地には目的外建物1の附属建物1が、物件3の土地には目的外建物1と附属建物2が建てられており、物件2と物件3の内訳価格は目的外建物と附属建物の土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
2	所在 地番 地目 地積	北斗市清川 698番1 畑 4039㎡	
3	所在 地番 地目 地積	北斗市清川 702番 宅地 1020.17㎡	
番号	特記事項		
2・3	航空写真、公図等をもとに土地建物位置関係図のとおりおよその土地と目的外建物等の位置を特定したが、現地調査において境界標等は確認できなかったため、正確な位置の特定や面積の確定には専門家による測量を要する。		

第4 目的物件の位置・環境等

物件2の畑と物件3の宅地は一体利用されているので、一体としての状況とそれぞれの畑、宅地として状況を述べると次のとおりである。

1 物件2及び物件3の土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	道南いさりび鉄道「清川口」駅の北西方・道路距離約3.5km 最寄バス停「南清川」（函館バス）の北方・道路距離約550m （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	農家住宅を中心に形成されている清川地区の集落地域で、ハウス栽培の畑が介在している地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 指定なし 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 指定なし 農業振興地域内の農用地区域 景観計画区域 物件3の宅地部分は都市計画法第34条第11号条 例指定地区（特記事項1参照）
画 地 条 件	物件3の土地（宅地部分）は南側約43mが現況幅員約6mの舗装市道清川13号線にほぼ等高に接面する奥行約22m～約29mの台形地で、物件2の土地（畑部分）は宅地部分に約42m接しており宅地部分を介して上記市道から出入している。物件2の畑の形状は、南側の辺長が約60m、西側の辺長が約77m、北側の辺長が約60m、東側は屈曲した辺長の合計が約70mで、やや不整形地である。なお、北側には第三者が所有する農道：登記地目畑（地番708番3、710番4、709番3）がある。	
自 然 的 条 件	地 勢 日 照 土 壌 の 良 否 排 水 の 良 否 耕 作 の 難 易	物件2 ほぼ平坦な農地。周囲の土地とはほぼ等高に接している。 普通 普通 普通 やや不整形で耕作の難易はやや劣る 物件3 道路及び周囲の土地とはほぼ等高に接している。 普通 — — —
接面道路の状況	物件3の南側約43mが現況幅員約6m舗装市道清川13号線に接面。	
供 給 処 理 施 設	物件3の宅地には上水道、公共下水道が引込済で、物件2の農地部分には上・下水道の引込はない。なお、当該市道には水路（暗渠）が走っており、物件3の土地には取水口が設置されている。	

土地の利用状況等

物件 2 と物件 3 の土地には下記の目的外建物等が存在しているが、課税台帳に記載されているものは目的外建物 1、目的外附属建物 2 で、いずれも課税台帳を基に現況を確認した。なお、目的外附属建物 1 は課税台帳上は物件 3 の土地に所在して床面積は 121.48 m^2 となっているが、現況は物件 2 の土地にある倉庫と推定され現況数量は約 114.62 m^2 と把握した。なお、物件 3 上の土地には登記された建物が下記のとおり 2 棟（附属建物 2 棟）があることになっているが、確認された建物とは一致せず、目的外建物及び目的外附属建物はいずれも未登記と判断した。

[現況と一致せず存在の確認できなかった登記建物の概要]

家屋番号 65番

主である建物の表示：木造茅葺平家建居宅 142.14 m^2

附属建物の表示：(符号 1) 木造桁葺 2 階建物置 $1\text{ 階 } 92.56\text{ m}^2$
 $2\text{ 階 } 34.71\text{ m}^2$
 (符号 2) 木造桁葺平家建車庫 9.91 m^2

家屋番号 65番の 2

主である建物の表示：木造茅葺平家建物置 69.42 m^2

[物件 2 及び物件 3 の土地にある目的外建物の概要]

・目的外建物 1 【物件 3 に所在】

種 類：居宅

構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床面積：(現況) $1\text{ 階 } 約 95.86\text{ m}^2$

$2\text{ 階 } 約 33.05\text{ m}^2$

延 約 128.91 m^2

・目的外附属建物 1 【物件 2 に所在】

種 類：倉庫

構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積：(現況) 約 114.62 m^2

・目的外附属建物 2 【物件 3 に所在】

種 類：倉庫

構 造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積：(現況) 約 99.08 m^2

・目的外仮設建物 【物件 3 に所在】

種 類：仮設物置

構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積：(現況) 約 8.40 m^2

・仮設ビニールハウス（農機具収納用） 【物件 3 に所在】

床面積：(現況) 約 60.00 m^2

なお、ハウス栽培用の仮設のビニールハウスが土地建物位置関係図のとおり設置され、灯油タンクが 3 箇所、仮設トイレ、自用柱が 2 本設置されている。

特 記 事 項	1. 物件 2 及び物件 3 とともに都市計画法の区分は市街化調整区域に指定されており、一定の要件に該当する農家住宅等のほかは住宅等の建築が制限されているが、物件 3 の宅地部分は都市計画法第 3 4 条第 1 1 号地区（中野・清川・野崎地区）に指定されており、市街化調整区域であるが開発許可を受けて一般住宅や共同住宅、一定の兼用住宅等の建築が可能となる区域に指定されている。ただし、本件物件 2 と物件 3 は一体として利用されている現況から一括売却を前提とするため、本件においては農業従事者等に買受適格証明書の発行が限られることや一般住宅や共同住宅としての需要の少ない集落地域であることから、農家住宅の敷地と背後の畑が評価対象であり、開発許可の制限が緩和されていることによる市場性はそれほど高くはないものと判断した。なお、開発許可の制限の内容については北斗市都市計画係に照会のこと。 2. 本件物件 2 の土地は北斗市農業委員会において農地として判断されており、仮設のビニールハウスが設置されているがキュウリやミニトマト等の栽培が一部に見られる程度で、流通経費や管理経費を考慮して耕作物による畑の価値増は認められず、仮設のビニールハウスも経年による減価や補修の経費等を考量して価値増は認められないものと判断した。 3. 本件競売の入札には農業委員会による買受適格証明書が必要であり、原則として買受適格証明書の発行は農業従事者等に限られる。 4. 土地位置関係図は航空写真、公図等をもとに現地を照合し、おおよその位置を特定したものであり、正確な位置の特定や面積の確定には専門家による測量を要する。 5. 対象土地については、現地調査及び土地登記による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 6. 本物件の土地の占有状況、権利関係の詳細については現況調査報告書参照のこと。 7. 対象土地については、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない（北海道教育委員会埋蔵文化財包蔵地情報提供サービスにより確認）。
---------	--

第5 評価額算出の過程

物件2と物件3は利用状況が異なるため各物件毎に評価額を算出した。

I. 物件2（畑）

当該地域の地価水準を考量し、まず、対象地域における畑の標準価格を取引事例等を参考に150円/㎡と査定し、次に対象地の個別的価格形成要因を分析した結果、下記のとおり査定し、以下物件2の評価額を決定した。

物件 番号	標準価格 (円/㎡) ア	個別 格差率 イ	占有 減価 修正率 ウ	地積 (㎡) エ	市場性 修正率 オ	競売市 場 修正率 カ	その他の 控除減価 (円) キ	評価額 (円) (万円未満切捨) ア×イ×ウ×エ×オ×カ×キ
2	150	0.85	0.97	4,039	0.85	0.7	—	290,000

ア 標準価格：農業会議の田畑価格及び精通者意見並びに類似地域所在の取引事例価格等を参考とし、畑の標準価格を150円/㎡と査定した。

イ 個別格差率：やや不整形で耕作の難易がやや劣るため、個別格差率を85%と判断した。

ウ 占有減価修正率：目的外建物の附属建物1があり、この部分には法定地上権が成立するものと判断し、敷地占有割合約10%、法定地上権割合30%として3%を占有減価として控除した。

エ 地積：登記数量による。

オ 市場性修正率：上記試算価格については農地の需給動向及び農業経営の先行き不透明等から、需要が限定されることに加えて買受適格証明書の発行は農業従事者等に限定されることから、市場性修正率として0.85を乗じた。

カ 競売市場修正率：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正率として0.7を乗じた。

キ その他の控除減価：特にない。

Ⅱ-1. 物件3（宅地）

当該地域の地価水準を考量し標準価格を求めて、下記のとおり土地価格を査定した。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
3	5,000	1.00	1,020.17	0.90	4,591,000

- ア 標準画地価格：第6参考資料記載の公示地等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。
 イ 個 別 格 差：なし。
 ウ 地 積：登記数量による。
 エ 建 付 減 価：建物の状態を考慮して建付減価を10%と査定した。

Ⅱ-2. 評価額（物件3）の判定

物件3の土地については、目的外建物及び附属建物の土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	土地価格（円） (1(1)オ) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
目的外 建 物	4,591,000	0.30	法定地上権	1,377,000

- イ 土地利用権等割合：目的外建物1及び附属建物2の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 評価額

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ) ア	土地利用権等価格 の控除 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
3	4,591,000	－1,377,000		0.70	0.70		1,570,000

- ウ 占有減価修正：修正の必要がない。
 エ 市場性修正：物件3の土地は単独では開発許可制度の緩和があり、一般住宅や共同住宅等の利用も可能であるが物件2の農地部分と一体利用され、買受適格証明書の発行が農業従事者等に限定されることから市場性を考量し、市場性修正率は0.70と査定した。
 オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して、上記のとおり競売市場修正を行った。
 カ その他の控除減価（敷金等）：なし。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格（北斗－7）

所 在：北斗市押上208番10
価 格：7,500円/㎡
位 置：道南いさりび鉄道線「上磯」駅の北西方・道路距離約1.3km
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：428㎡
供給処理施設：水道・下水
接 面 街 路：北東6.4m市道
用 途 指 定 等：市街化調整区域(建ぺい率60%, 容積率200%)
地 域 の 概 要：農家住宅が建ち並ぶ市街地に近い住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件2 105,014円
物件3 3,602,220円

第7 附属資料

1	位置図	1 葉
2	公図写	1 葉
3	土地建物位置関係図	1 葉

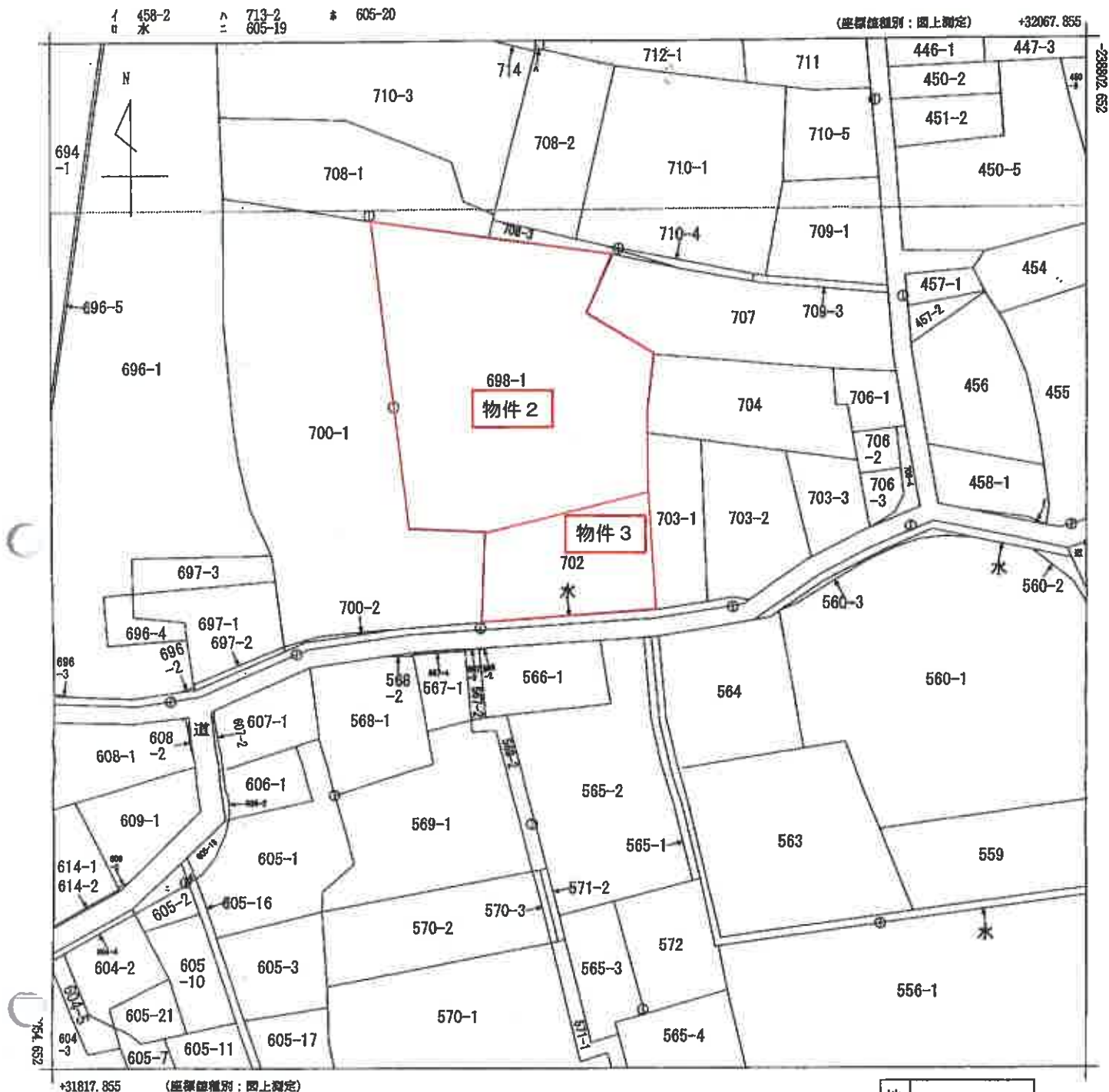
以 上



本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

S=1:15,000 (北斗市全図)

位置図



請求部	所在	北斗市清川				地番	702番		
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	XY	分類	地籍図(第1-4次測量地)	種類	地籍図
作成年月日	昭和50年3月				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年5月14日

函館地方方法務局

地図整理番号: M16630

登記官

(1/1) 本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

【物件2・物件3】 公 図 写

土地建物位置関係図

縮尺約 1 : 500

令和7年(ケ)第12号 その2
【物件2及び物件3】

